

① 件名	
石巻市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（案）について	
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	
<p>【背景】 障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき、3年ごとに見直しを行い策定している。 また、障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部改正により、今年度新たに策定することとなった。</p> <p>【目的】 障害者施策の動向や福祉ニーズの変化を踏まえ、障害福祉計画は、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業を提供するための体制確保等を、障害児福祉計画については、障害児通所支援及び障害児相談支援等を提供するための体制確保等を総合的かつ計画的に図られるようにするため、第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画を策定するもの。</p>	
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	
<p>【根拠法令】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 （平成17年11月7日法律第123号） 児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け： <input checked="" type="checkbox"/> 有・無】 第4章 安心して健やかに暮らせるまち 第5節 自立し、いきいき暮らせる障がい者福祉の充実を図る 2 暮らしやすい生活環境を構築する</p>	
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	
平成27年3月	石巻市第4期障害福祉計画策定（平成27年度から平成29年度まで）
平成28年6月	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律公布（平成30年4月1日施行）
平成29年5月	石巻市障害福祉推進委員会（計4回開催）
～11月	
6月	障害福祉サービスに関するアンケート調査の実施 （配付数 1,600人、回収数 737人、回収率46.1%）

<p>⑤ 主な内容</p>
<p>【計画の概要】</p> <p>1 基本的な視点 石巻市第3次障害者計画における基本理念「共に暮らし支え合う、自分らしい暮らしを描けるまちへ」のもと、以下の基本方針に沿って事業を推進します。</p> <p>(1) 「地域共生社会」の実現に向けた取組 (2) 障害者虐待の防止、養護者に対する支援 (3) 障害を理由とする差別の解消の推進 (4) 意思決定支援、成年後見制度の利用促進</p> <p>2 重点事業 施策を効果的・効率的に推進するため、3年間の計画期間において優先的に取り組むべき事業を重点事業に設定。</p> <p>(1) 啓発活動、福祉教育の推進 (2) 相談支援体制の確保 (3) 多様な就労への支援 (4) 発達・療育支援環境の充実</p> <p>3 計画期間 平成30年度～平成32年度(3年間)</p> <p>4 見込量の推計 現在利用量に「障害福祉サービスに関するアンケート調査」によるニーズ割合を付加し、利用実績や施策の方向性をもとにした見込み量の考え方を勘案し設定した。</p>
<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置）</p>
<p>【影響・効果】 障害のある人もない人も、地域社会において互いに支え合い、共に安心して暮らせる社会の実現が図られる。</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>全国の自治体において一律に策定する。</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>平成30年2月 パブリックコメント実施 3月 第5回石巻市障害福祉推進委員会（最終案取りまとめ） 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画策定</p>
<p>⑨ その他</p>